

○国土交通省告示第千二百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年十月五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道231号及び一般国道232号改築工事（留萌拡幅・北海道留萌市沖見町一丁目及び四丁目地内から同市幸町二丁目及び三丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道留萌市沖見町一丁目、四丁目、三丁目及び二丁目、寿町三丁目、二丁目及び一丁目並びに幸町二丁目及び三丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道留萌市浜中町地内から同市三泊町地内までの延長6,800mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道231号及び一般国道232号改築工事（留萌拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道231号は、札幌市を起点とし、石狩市等を経て留萌市に至る延長129.0kmの主要幹線道路であり、一般国道232号は、稚内市を起点とし、北海道天塩郡天塩町、同道苫前郡苫前町等を経て留萌市に至る延長128.6kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道231号及び一般国道232号（以下、併せて「現道」という。）は、留萌市街地部を通過し、沿線には公共施設、事業所、店舗、住宅等が連たんしているため、地域住民の日常生活による利用や留萌港の物流輸送に関わる大型貨物車等の利用が集中するとともに、留萌市の主要産業である水産業及び水産加工業の小樽港、苫小牧港、新千歳空港等の物流拠点への物流輸送経路、道北地域の観光地を結ぶ観光路線、周辺地域から通勤・通学・通院・買い物等で留萌市へ訪れる交通経路として域外からも広く利用されており、自動車交通量が多いにもかかわらず、一部を除き2車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生している状況である。

平成18年9月に起業者が実施した交通量調査によると、留萌市沖見町二丁目地内において、現道の自動車交通量は10,090台/日、混雑度は1.27となっている。

本件事業の完成により、現道における交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、都市計画手続において、北海道知事が平成2年11月に環境影響評価を実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請に当たり、起業者は、計画交通量の見直し及び上記環境影響評価以降に得られた知見を踏まえ、平成18年3月に環境影響照査を実施したところ、上記の環境影響評価結果と同様、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線の道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年12月13日に都市計画決定されており、事

業計画の基本的内容は、沿道との高低差によって生じる法面を除き、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿道周辺の市町村の長等からなる北海道留萌地域総合開発期成会より本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道留萌市役所